

議案第 75 号

澁川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 9 月 4 日提出

澁川市長 高 木 勉

澁川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

澁川市国民健康保険条例（平成 18 年澁川市条例第 143 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

国民健康保険法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

澁川市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（罰則） 第 8 条 市は、世帯主が国民健康保険法第 9 条第 1 項若しくは第 5 項の規定 による届出をせず、又は虚偽の届出をした 場合 においては、その者に対し、10 万円以下の過料に処する。</p>	<p>（罰則） 第 8 条 市は、世帯主が国民健康保険法第 9 条第 1 項若しくは第 9 項の規定 による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しく は第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合 においては、その者に対し、10 万円以下の過料に処する。</p>